

ウルフ改革の到来

— 英国民事訴訟改革の最新事情 —

サイモン・H・デイヴィス

(監訳：勅使川原和彦)

I・序

筆者は一九九八年四月、早稲田大学民事手続判例研究会での英国法における pleadings について研究報告を行ったが、その際に、ウルフ卿が政府諮問調査報告、“Access to Justice” (司法へのアクセス) で提案した制度改革 (いわゆるウルフ改革) が実施されれば、イングランド及びウェールズの民事訴訟法制度は根本から変化するだろうと指摘した。その歴史的瞬間が今訪れている。一九九九年四月二六日、ウルフ改革の実施により民事訴訟制度の社会的位置付けが大きく変化したるのである。

この日、Rules of the Supreme Court (最高法院 (最高裁判所) 規則、実務家の間では通称「ホワイトブック」) が廃止され、代わって訴訟制度へのアクセスの従来よりの迅速化、簡易化、費用の低減を狙った新しい Civil Procedure

ウルフ改革の到来 (デイヴィス)

三七一

due Rules（民事訴訟規則、略して「CPR」）が発効した。

これにより各地方裁判所（カウンティ・コート）と高等法院（ハイ・コート）の訴訟手続も、（本稿では扱われない）独自の規則に準じる高等法院商事裁判所における手続を例外として、共通化される。新制度下では、担当裁判所によって、事件は三つの「トラック」と呼ばれる流れに分けられる。その主な基準は請求額で、これが五〇〇〇ポンド未満の場合は「少額トラック（small claims track）」、五〇〇〇ポンドから一万五〇〇〇ポンドの場合は「高速トラック（fast track）」、一万五〇〇〇ポンドを上回る場合は「マルチ・トラック（multi-track）」にそれぞれ割り当てられるのである。その他の基準としては、事件の複雑さや当事者にとつての重要性、またPractice Direction（実務指針）その他の裁判所指針（guidance）等によつて審問の場所が定められていたり特定の高等法院専門法廷での審理が定められていたりするかどうか、などが考慮される。裁判所の判断は、答弁書が裁判所に受理された時点で法廷より両当事者に送付されるAllocation Questionnaire（振り分けに関する質問状）への当事者による回答に基づいて行われる。この多層システムは新制度の最大の特徴で、各トラックごとに事件の請求額や重要性に比例した費用と期間での訴訟が可能になり、より身近に司法を利用できることを目指している。

本稿では、先ずpleadings（訴答書面）の制度（新制度下では「Statement of Case」と名称変更）、そして訴訟費用負担の制度という二つの分野について考察する。これらの分野はいずれも新制度の適用によつて根本的な変化を遂げており、今後CPRの枠組みの中で法律と実務がどのように発展していくかが大変興味深い分野である。

II・事件陳述 (Statement of Case/旧 pleadings)

民事手続判例研究会での報告では pleadings に焦点を当てていたが、その内容の多くは CPR 導入に伴って無効となった。この分野での抜本的改革の一つとして、民事訴訟手続を関係者に対して理解しやすくしようという試みがある。ラテン語の格言や表現は姿を消し、これまで“*plaintiff*”と呼ばれていた「原告」は“*claimant*”（請求者）に、“*pleadings*”と呼ばれたフリーディングズ（訴答手続）は“*Statement of Case*”（事件陳述）に、裁判所の許可を指す専門用語“*leave*”は簡単に“*permission of the court*”（裁判所による許可）に、一方当事者の審尋を意味する“*ex parte applications*”は“*hearings without notice*”（呼出通知なき審理）に、それぞれ名称変更された。

昨年の報告で扱った旧 *pleadings* 制度は、重要な事実を十分明示することを求めず本質的な争点の早期特定を妨げるという批判が寄せられていた。報告でもお話しした通り、*pleadings*（訴答書面）は、その性質上いずれの当事者も特定の主張に限定することのないようにとの戦略から、許容される限り幅広く曖昧に作成される。さらに、旧制度下 *pleadings* は、往々にして訴訟がかなり進行するまで重要な事実が特定されないという理由より、集中審理ヒアリングの直前や進行中にまでも修正が頻繁に認められていたのである。

一九九五年のウルフ卿による中間報告は、*pleadings*（訴答書面）の役割を次のように定義している。

「裁判所と当事者が係争の争点を確認し、裁判所が事件の管理について適切な決定を下すための根拠となる事実を明示するもの」

さらに同報告では次のように続けている。

ウルフ改革の到来（デイヴィス）

「pleadings は、それによって裁判所と当事者が紛争の争点を特定し定義することができるもの、特に裁判所が争点を部分的に略式裁判に移送することにより最終的に集中審理の対象となる争点を制限することを可能とするものでなければならぬ。さらに裁判所は集中審理の対象となる争点について、pleadings に基づいて訴訟管理のトラックと集中審理の場所に関する適切な決定を下すことができなければならない。」

pleadings に関する制度変更については以下に詳述するが、改革の意図を正しく理解するにはウルフ卿の最優先目的について説明する必要があると思われる。pleadings に関する変更は、この最優先目的の達成にきわめて重要な位置を占めている。

III・最優先目的 (The Overriding Objective)

CPR.1(1) では、CPR について以下のように定義している。

「裁判所による公明正大な事件処理を最優先目的とした新しい民事訴訟法制度」

さらに 1.1(2) では、公明正大な (Justly) 事件処理には、可能な限り当事者を平等な立場に置くこと、費用を最低限に抑えること、訴訟物の価額、事件の重要性、争点の複雑さ、当事者の財政状態等に見合った方法で事件が扱われることなどが含まれるとしている。また、裁判所は適切な審理時間配分を行い迅速で公平な事件処理に努力する、と定めている。

この最優先目的を達成するため裁判所は積極的なケース・マネジメント（事件管理）を要求される（CPRI. 4）。積極的なケース・マネジメントとは、主な争点の早期特定、代替的紛争解決手続（ADR）の早期利用の奨励、迅速かつ効率的な事件処理のための厳格な日程や指示の作成などを指すようである。また当事者側に対しては、事件の各段階ごとの費用対効果分析（cost/benefit analysis）実施、テクノロジーの有効利用、中間争点に関する出廷回数を最小限に抑えることなどが奨められているが、実際に審理が必要な場合には、裁判所は可能な限り多くの争点を扱うとされている。

IV・訴状提出（Making a Claim）

CPRIは全民事裁判所における手続法である。地方裁判所では、旧制度下と同様に、請求額や事件の複雑さのやや劣る事件を扱うが、手続上のルールは高等法院でも地方裁判所でも全く同じになる（但し商事裁判所は別途手続法がある）。

(a) 訴訟前手続（Pre-Action Protocol）

裁判所での訴訟を開始する前に、当事者は新しく導入された訴訟前手続を履行することを要求される。最終的には裁判所管轄のあらゆる種類の事件を対象として訴訟前手続が強制される予定だが、四月二六日時点で発効したのは民事傷害事件と臨床係争事件についての訴訟前手続のみである。他の訴訟前手続は現在準備中で今後発表され

る。

実務指針一・四では訴訟前手続の目的を以下のように定めている。

「(1) 将来の訴訟に関して包括的な情報を早期に交換することを促す。

(2) 開始前に和解を行って訴訟を回避できるようにする。

(3) 訴訟が回避できない場合には効率的な訴訟管理を支援する。」

実務指針二・一では、裁判所が訴訟管理に関する決定や費用負担に関する命令を下すに際して、かかる訴訟前手続をどの程度履行しているかという点を考慮に入れてよい、としている。原則として、裁判所は、全当事者がすべての当該訴訟前手続を履行することを前提する（二・二）。

実務指針二・三では、訴訟前手続の不履行によって不必要な訴訟の開始につながったり、履行していれば回避できたはずの費用の発生を招いたりした場合には、裁判所は履行しなかった当事者を懲罰する命令を下すことができるとしている。この種の命令には、かかる当事者に相手側の訴訟費用の全部（または一部）を負担させるなどが含まれ、indemnity basis（弁護士費用を含む訴訟費用の全額補償基準）での負担を命じることができる。不履行の当事者が原告で、最終的に原告が勝訴した場合、認められた請求金額の利息部分について敗訴した被告は、その全部または一部の支払を免じるといふ命令を下すことができる。逆に不履行の当事者が被告の場合、裁判所命令として懲罰的利率も設定できる（但し基準金利プラス一〇%の水準を上回らない範囲に限られる）。

大半の事件については、四月二六日時点で訴訟前手続制度が発効していない。これに関し実務指針四では次のように定めている。

「発効済の訴訟前手続の対象とならない事件では、裁判所は最優先目的に鑑み…当事者が申立てその他全般に関する情報及び書面の相手側との交換において合理的に行動し、訴訟開始の必要性を回避しようとするものと期待する。」

(b) 訴状 (The Claim Form)

事件が該当する訴訟前手続を経て未解決であれば、原告が訴状を裁判所より交付してもらうことによって裁判が開始される。CPR16.2によれば、訴状には申立ての内容を簡潔に述べ、どのような救済措置を求めるのかを記載し、金銭の支払いを求める場合には請求額の計算書を添付する。また、訴状に記載された事実はすべて真実であるという陳述も入れなければならない。

訴状交付時には、原告は任意選択により申立ての詳細を記載した Particulars of Claim (請求の明細書) を訴状に添付するか、或いは訴状上に請求明細書を後日提出する旨を明記する。

一般に、高等法院の管轄は、原告が回収見込みのある請求額が一万五〇〇〇ポンド(民事傷害事件の場合は五万ポンド)を超える事件、又は、何らかの法規により高等法院の管轄が規定されている事件(あるいは高等法院の特殊専門法廷で審理しなければならない事件)に限られる。

pleadings に関する実務指針では、請求の明細は、可能な限り訴状内に記述することを義務付けている。訴状に添付する場合も、別途、請求明細書を送達する場合も、その内容が真実であるという陳述をすることが要求される。

CPRI6. 4¹⁾は、請求明細書には原告が請求の根拠とする事実を簡潔に述べるとともに、利息を請求する旨、何らかの特別損害賠償を求める場合はその詳細を記載すると定められている。さらに pleadings に関する実務指針（一〇・三）によれば、請求の根拠となる契約書が存在する場合には、そのコピーを請求明細書に添付または別途送達しなければならないとしている。

旧制度下での、詐欺、違法性、通知、損失・損害の軽減に係る事実等の主張をする場合に事実を詳細に陳述すべき義務は、CPRにも受け継がれている。加えて、新制度下では不実表示、背任、不当威圧を主張する場合についても、その事実の詳細を「請求明細書」内に明記することが要求されている。

旧制度下では訴状で法律について主張することは許されていなかったが、CPRではこれが可能になった。pleadings に関する実務指針一一・三では、原告は主張の根拠となる法律上の問題や喚問を申請する証人の氏名に言及し、また主張に必要と思われる書面（専門家による報告書も含む）を添付することもできるとしている。

CPRI. 5及び7. 6は、訴状と請求明細書の送達について書かれている。訴状は発行日から四カ月以内（管轄権外に送達する場合は六カ月以内）に送達されなければならない。一般に訴状と請求明細書は裁判所が送達するが、旧制度下のように当事者自身が pleadings の送達を行うことも許されている。CPRI. 8では、請求明細書の送達に際して、送達の受理の通知、及び、原告側の申立てを認諾するための書式又はそれに対する答弁を行うための書式一切を添付することを、当事者に義務付けている。

V・送達の受領 (Acknowledgement of Service) — 第一〇部

旧制度下では、被告は原告の主張について争う場合に、送達の受領の通知を返送することを義務付けられていたが、新制度下、CPR第一〇部は、原告が当該期間内に答弁書を提出できないか、裁判所の管轄権を争う場合に、送達受領通知を返送するものと規定している。送達受領通知の返送は、(訴状に請求明細書が添付されている場合) 訴状の送達日から一四日以内に行うことを義務付けられている。

VI・答弁 (Defence)

CPR第一五部では、請求明細書が送達されてから一四日以内に、または被告が送達受理通知を返送した場合に請求明細書の送達から二八日以内に、被告は答弁書 (Defence) を提出しなければならないと定めている。大きく変わったのは、当事者間の合意に基づく答弁書提出期間の延長は最大二八日を限度とし一回限りとなった点で、これ以上の延長は必ず裁判所に請求しなければならない。

答弁書には、請求明細書に記載された主張のおおのについて、被告はその事実を否定する、その事実を認める、事実を否定も認めもせず原告の立証に任せる、のいずれかを明示しなければならない。答弁書も訴状と同じく、記載内容がすべて真実であるという陳述が必要である。旧制度では、被告が答弁書で原告の主張を否定する場合にその理由を述べる必要はなかったが、CPRでは否定に際しては必ず理由を述べねばならず、可能な限り被告は否定の根拠とする事実を陳述することになっている。

また請求の場合と同様に答弁書においても、時効の成立等の所定の主張をする場合にはその事実を詳細に陳述すべき義務が存続している。被告の、反訴やCPR第二〇部に基づき第三者に求償や損害填補を訴求する等の手段も新制度のもとで存続している。

被告は、原告の主張のすべてについて答弁を行わなければならないという規定はないが、そうすることが被告にとって賢明と言えるであろう。ある主張に対して具体的に事実を争わなければ、答弁書の他の部分でこの主張に関する被告の反対主張がなされている場合を除いて被告はその主張の事実を認めたものとみなされる。被告が事実を争う場合に、裁判所はその主張について原告に举证責任を課すのである。

VII・原告の反対答弁 (Reply) と事件の振り分けに関する質問状 (Allocation Questionnaire)

訴状に対して答弁書が提出された場合、その受理に伴って裁判所は、通常、各当事者に振り分けに関する質問状を送付する。質問状には、裁判所が事件を少額トラック（通常は請求額が五〇〇〇ポンド未満）、高速トラック（通常五〇〇〇ポンドから一万五〇〇〇ポンド）、マルチトラック（通常一万五〇〇〇ポンド超）に振り分けるのに有用な質問が含まれている。

原告は、振り分けに関する質問状を返送するに伴って、反対答弁書 (Reply) を送達することができる。反対答弁は、被告答弁書に記載されている事項のうち原告の請求明細書で触れていないものについての答弁であり、その記載内容が真実であるという一文も必要である。原告が反対答弁書を送達しなくとも、暗黙に争点の合一があったとされ、原告が被告答弁の一部または全部を認めたとみなされない。これ以降、pleadings (訴答書面) を送達す

るには裁判所の許可が必要となる。

Ⅷ・第二〇部に定める訴訟 (Part 20 Claims)

ＣＰＲ第二〇部は、旧制度下で反訴 (counterclaims) や第三者訴訟 (third party proceedings) と呼ばれた訴訟について規定している。本稿では第二〇部に定める訴訟については詳しく論じないが、新制度での反訴について簡単に言及しておきたい。被告は、答弁書提出の際に反訴請求明細書 (particulars of the counterclaim) を提出することができる。これに対し、反訴の被告は振り分けに関する質問状を返送する際に反訴の答弁書を提出しなければならぬ。反訴明細書の提出が本訴の答弁書提出とともに行われない場合、後日反訴を起こすには裁判所の許可が必要になる。

一般に、第二〇部に定める訴訟は本訴請求事件とともに一括して裁判所が管理し、これと並行して進められる。

Ⅸ・訴答書面 (pleadings) の修正

ＣＰＲ第一七部には、pleadings (訴答書面) の修正に必要なステップが定められている。一般に、pleadingsは送達以前なら修正が可能である。しかしこのような場合でも、修正を行った当事者の相手方は、送達から一四日以内に pleadings 修正の却下を請求することができる。

pleadings が一旦送達されてしまうと、他の全当事者による書面の同意または裁判所の許可がない限り修正はできない。修正書面には再度これが真実であると明記した一文が必要である。但し必要でないとする裁判所命令がある。

る場合にはこの限りではない(CPR22:1②)及び修正に関する実務指針一五・四)。

一定の条件下では出訴期限外に pleadings の修正ができる。その条件とは以下の通りである。すなわち、新たな主張を加えたりもとの主張を新たな主張に置き換える場合、同じ訴訟の中で既に救済措置を求めている主張と全く同じかほぼ同じ事実に基づいて生じる主張でなければならぬ。また、当事者の名前が正しくない場合など、全くのミスであり、その当事者が誰であるか合理的な疑問を生じさせないような時には、一般に裁判所はミスを正すための修正を許す傾向にある。同様に、当事者がどのような資格で訴訟を行っているかを変えさせるような修正の場合、新しい資格は訴訟開始時点で有していたものかこれ以降取得したものに限られる。

X・結論

Statement of Case に関する新しい諸規則によって、当事者は従来に比べて、より早期に、より明確に、その立場を示すことになるであろう。そうすれば、裁判所の裁判管理もより効率的になる。ウルフ卿の最優先目的を達成できるかどうかは、書面がどのように起草されるにかかっている。訴訟の開始段階での作業が増えることは避けられないであろう(新制度では確かに原告が万全の準備を整えれば非常に有利になると考えられるが、訴訟前手続(大半は現在準備中)の導入で多少とも相殺されると見られる)。実務家の間では、pleadings(訴答書面)の起草方法について今後裁判所が何らかの指針を示すかどうか、大変注目されている。

XI・訴訟費用―随時支払 (pay as you go) 方式

英国法では、長きにわたって、敗訴側が勝訴側の訴訟費用を合理的な範囲で負担する、という伝統がある。この原則は、ウルフ改革後の新制度でも変わらないが、旧制度のように訴訟が終了するまで待たず、裁判進行中に裁判所がより積極的な役割を果たすことができるようになる。裁判所は、手続きが行われるたびに一回ごとの回収可能な費用を査定する。「何らかの状況で」一方の当事者の費用負担が支払われるという判断が下された場合、通常一四日以内にその当事者に支払われることになる。金額は判事または主事 (Master・補助裁判官) が略式査定する。旧制度でも、判事や主事には略式で費用を査定する権限が与えられていたが、実際に使われることは殆どなく、CPRにおける全く新しい特徴と言えるだろう。

CPR4.7は費用査定の手続について規定している。新制度では、裁判所がある当事者に対し別の当事者の費用を負担するよう命じる場合、諸規則や実務指針その他の法律で別の規定がない限り、その額を「略式査定 (summary assessment)」するか、費用査定官 (costs officer) に「明細査定 (detailed assessment)」を命じるかのいずれかが可能になる。一般に略式査定は法廷で審理が行われるたびに毎回実施されるが、明細査定は通常裁判の終了後に行われる。本稿では主に略式査定について述べる。大法官部では、CPRに基づく費用査定手続に関する実務指針を既に発布している。

この実務指針では(二・三)、裁判所は事件の進行中いかなる時点でも費用に関する命令を下すことができるとしているが、特に、何らかの請求を処理する場合、何らかの命令を下す場合、または何らかの審理 (hearing) を

行う場合、その請求・命令・審理についての費用に関する命令を下すことができると特記している。

実務指針四・三では、裁判所が費用に関する命令を下すに際して（但し固定額の費用負担を命じる場合は除く）、裁判所は略式査定を行うかどうかを勘案しなければならないと定めている。また四・四には、特に正当な理由がない限り、原則として以下のいずれかの場合には裁判所は略式査定を行うと規定している。

(a) 高速トラックの裁判の終了後（訴訟全体の費用に関する命令を下す場合）

(b) その他の審理で審理期間が一日未満であり、請求またはその審理の関連事項の費用に関する命令を下す場合

略式査定が行われる場合、各当事者は審理開始の二四時間以上前に、その請求にかかる費用の見積りを裁判所に提出し、他の全当事者に送達しなければならない。見積書にはその請求に関して既に行われた全作業、ソリシターの作業の程度、一時間当りの請求額（及び作業時間）、諸経費（バリスター費用を含む）、付加価値税等を詳細に記載する。

どのような審理でも費用見積りを提出すれば、両当事者は裁判所によってこの金額に拘束される。その中間審理が終了した後に見積額を上回る費用を裁判所に認めさせるのは大変難しくなる。

裁判所が略式査定によってある当事者に他の当事者への費用支払いを命じた場合、後者の当事者は一四日以内に略式査定で決められた金額を前者に支払わなければならない。

もちろん、中間審問に当事者本人が必ずしも出廷するとは限らない。従ってCPRでは、ある当事者に対して費用に関する不利な命令が下された場合、その代理人が命令を知らされた日付から七日以内に当事者本人にこれを通

知する義務を負うと定めている（代理人が当事者本人に通知を行う義務については CPR4. 2 に規定がある）。

このように、訴訟当事者は裁判所に請求を行うたびに費用についての支払いを行うという「随時支払方式」の可能性も考えなければならない。従来でも弁護士費用は月ごとや四半期ごとに支払うケースが多いのはもちろんであるが（但し法律扶助を受けている場合や成功報酬のような取決を代理人と交わしている場合は除く）、大きく異なる点は、訴訟の進行中にある中間審理で敗訴すれば相手方にその審問に関する費用を支払わなければならない、ということである。私見だが、随時支払方式によって費用支払いを命じられると、最終的に敗訴するという不安が強くなり、和解を促すことになるのではないかと考える。特に CPR の他の改正部分は訴訟の開始段階での当事者の費用拡大につながる傾向にあるため、訴訟に際してはその前に十分に準備を整えた上で、迅速に請求を提出し、費用に関する有利な命令を受けるというアプローチが賢明となろう。こういう状況では相手方は自分の pleadings の理非曲直を慎重に検討せざるを得なくなる。

CPR4. 3(4)では、裁判所は費用に関する命令の決定に際して、当事者の品行や、これまでの中間判決で勝訴したかどうか（一部勝訴も含む）、裁判所への支払があるかどうか、和解への姿勢が見られるかどうかといった、あらゆる状況を勘案しなければならないと規定している。

裁判所による費用査定には、二種類の基準がある。他に命令がない場合は standard basis（通常基準）で費用を査定するが（CPR4. 4(4)）、一部のケースでは indemnity basis（弁護士費用を含む訴訟費用の全額補償基準）で査定することもできる。standard basis で査定する場合、裁判所が認める金額は訴訟の争点に見合った額でなければならず（CPR4. 4(2)(a)）。さらに費用の発生合理性や金額の合理性・比例性に疑いがある場合には、費用を負

担する当事者に有利な判断が下される。

費用が訴訟の争点に見合った額かどうかの比例性を検証する場合、発生した金額と請求額を比較しても必ずしも正確とは言えない。これは実務指針三・一にある通りである。三・二では、ソリシターは非経済的な料金で訴訟実務を行う必要はないと明示されている。裁判所による事件管理体制の一環として、いずれの当事者も訴訟の各段階ごとに費用対効果分析を行うよう奨められている。

新制度には様々な影響が考えられるが、中でも、民事訴訟費用が初期段階に集中する一方で、訴訟進行中に費用の支払いを受ける可能性があるという点は、法律実務家の間に戦術的な思考を促すことになるであろう。その結果、勝訴の見込みが強い請求をなるべく早い段階で提出して相手方にプレッシャーをかける、という戦略が多用されるかもしれない。一方で、原告側・被告側いずれも、あまり見込みのない訴訟や「一か八か」といった訴訟に踏み切るケースが少なくなる可能性もある。

*後注

筆者サイモン・H・デイヴィス氏は、英国大手の法律事務所に所属する英国法弁護士 (Solicitor) である。

本稿にもあるようにデイヴィス氏は、一九九八年四月の民事手続判例研究会において、英国の民事訴訟について、とくに「ブリーディングズを中心として報告をされた。その時点では民事訴訟改革の見直しについて触れられていたが、この度のいわゆる「ウルフ改革」の実施にあたり、第一線で活躍中の実務家の視点から、重要な変更ポイントについて、ある種の概括的な紹介よりも具体的なイメージを把握しやすいように、紹介をしていただくこととした。訳文はデイヴィス氏の所属する法律事務所 (ASHURST MORRIS CRISP) 側で用意され、私が若干手を入れたが、新しい制度ゆえに訳語も定訳はない関係で、原文もあわせ掲載することとする。

なお、本文の内容も含め、より詳しい説明あるいは質問等は、デイヴィス氏までEメールで (simon.davies@ashursts.com) で遠

慮なく問い合わせさせて欲しい、とのことである。

(勅使川原・記)

*補遺

本文中に登場する三つの手続トラックについて監訳者のほうから説明を求めたところ、初校校正中に、デイヴィス氏より、そのアウトラインを説明した英文原稿が届けられた。紙幅の都合上、内容すべての紹介はできないが、監訳者による抄訳のかたちでここに示しておきたい。また、加藤新太郎⇨長谷部由起子⇨我妻孝「イギリス民事司法改革の行方」判タ九六〇号四頁以下(とくに三一頁)も参照されたい。なお、本文も含め、同法律事務所において長く活躍されている日本人ソリシタ・杉山裁一氏に、訳出についての懇切なアドヴァイスを戴いた。ここに記して感謝の意を表したい。

．．．．．
「英国新民事訴訟規則(CPR)の下での三つの手続トラックについて」

1 事件の振り分けのタイミング

被告が答弁書を提出する(もしくは提出期限を徒過する)と、

ウルフ改革の到来(デイヴィス)

通常は、裁判所が各当事者に事件の振り分けに関する質問状を送達する(CPR 26.4(1))。各当事者は一四日以内にこの質問状に回答する必要がある。被告全員が質問状に回答したか、または(回答がない場合には)質問状の回答期限を徒過した時点で、裁判所は事件を当該トラックに振り分け(CPR 26.5(1))、各当事者にその旨を告知する。

2 少額訴訟トラック(small claims track)の概略

大まかにいって、一般的な事件については請求金額五〇〇〇ポンド以下のもの、また、人身損害の事件、不動産の貸主に対する借主による修繕請求事件については一〇〇〇ポンド以下の事件(ただし総額で五〇〇〇ポンド以下)が、少額訴訟トラックに振り分けられる(CPR 26.6(1)-(3))。

少額訴訟トラックは、カウンティ・コート(県裁判所)による、いわゆる「仲裁付託(reference to arbitration)」に代わる制度である。少額訴訟トラックが全最終審問の八五%以上を占めることになるとの予測もある。他のトラックとの重要な違いは、スピードが速い点、費用がかなり低額で済む点にある。事件が少

額訴訟トラックに振り分けられた時から費用についての特則が適用されるほか、差止命令 (injunctions) を除く暫定的救済は、少額訴訟トラックの事件には適用がなく、証拠開示・閲覧等についての通常のルールも、適用されない。

事件が少額訴訟トラックに振り分けられると、裁判所は通常、「審問期日の少なくとも一四日前までに、各当事者は審問で用いる予定のすべての文書のコピーを相手方当事者に送達しなければならない」といった標準的指示 (standard directions) を与え、最終審問の期日を決定する。裁判所は予備審問を行う権限を持つものの、省コストのためにその実行には躊躇しがちになるものと思われる。

両当事者が告知期間の短縮に合意した場合を除いて、裁判所は、少なくとも二日以内に最終審問の告知を与え、同時に、審問時間の割り当てを知らせる。

最終審問は、インフォーマルに行われ、厳格な証拠法則の適用もない。宣誓も要せず、裁判所は反対尋問を積極的に制限する。判事は審問において、理由を付して判決を下す。原則として、少額訴訟トラックは、当事者が非公開の審問を合意した場合以外は、公開法廷で行われる。

民事訴訟規則は、当事者に命令に対する異議申立権を与えているが、重大な手続違背がある場合か、裁判所が法の解釈適用を誤った場合に限られる。異議申立てをする場合には、裁判所の命令の送達を受けた日から一四日以内に、申立てをしなければなら

い。通常は異議申立てについての審問を要するが、却下する場合には、裁判所は審問なしに却下できる。

民事訴訟規則は、少額訴訟トラックでの訴訟費用について、通常適用されるのと異なる特別なルールを定めている（ただし、少額訴訟トラックの訴額のリミットを超え、当事者が当該事件の請求を少額訴訟トラックにすべて集中させている場合を除く）。原則として、当事者の不合理な訴訟行為等に由来する費用や差止命令・特定履行の請求に関する実務的指示 (practice direction) で明記される費用などを除き、裁判所は一方当事者に他方当事者の訴訟費用の支払いを命ずることはできない。なお、裁判所へ納入した手数料・旅費・宿泊費、審問で失われた所得についての実務的指示で明記される費用、鑑定を行った専門家の手当として支払われた合理的な費用については、裁判所は一方当事者にその一部または全部の支払いを命ずることができる。

3 高速トラック (fast track) の概略

訴額が五〇〇〇ポンドを超え、一五〇〇〇ポンド以下の請求についての通常の手続トラックが、高速トラックである。高速トラックに割り振られることになるのは、審問が長くとも一日からず、かつ、専門家の口頭による鑑定証拠は、二つ以下の専門領域で一当事者につき一人の専門家によるものに限られるような事件である (CPR 26.6 (4)-(5))。

事件が高速トラックに割り振られると、裁判所はケース・マネ

ージメントに関する指示を与え、審問までのタイムテーブルを設定する。そうすることで裁判所は、審問の期日を設定し、または、審問が行われるべき期日から三週間を超えない期限（“trial period”）、トライアル期間）を確定するのである。裁判所は、高速トラックにおいて、三〇週以内に審問に入れるように指示を与える。典型的な指示の中身は、以下のようである。

ディスクロージャー — 四週（振り分けの日から。CPR part 28 Practice Direction 3.12 以下同じ）

証人の陳述書の交換

— 一〇週

専門家の報告書の交換

— 一四週

裁判所による質問票の送付

— 二〇週

質問票の回答

— 二二週

審問

— 三〇週

たいていのケースでは、裁判所は「スタンダード・ディスクロージャー」を行うべき命令を出す。これは、高速トラックとマルチ・トラックの両トラックで命じられる、書類のディスクロージャー（開示）の通常のものである。簡潔に言えば、当事者に自分が依拠する書類、自己または相手側の主張に悪影響を及ぼす書類ならびに相手側の主張を裏付ける書類のみを開示するよう求めるものである。実務的指示によって開示が要求されたいかなる書類も、スタンダード・ディスクロージャーの中に含まれる。ウルフ改革以前の制度が、両当事者間で争点に関連する文書すべてを

ウルフ改革の到来（デイヴィス）

ディスクロージャーの対象としていたのと比して、重要な範囲制限である。

新民訴訟規則の柱の一つは、裁判所により設定されるデッドラインは、両当事者によって遵守されなければならない、ということである。それを破れば、容赦のないコストのサンクションが懈怠当事者に待っているし、裁判所が期限の延長を許さない例も増える。これにより、例えば当事者はデッドライン以後に専門家や証人の陳述を証拠に用いることができなくなってしまうという事態も起こりうる。

高速トラックに振り分けるといふ裁判所の告知には、質問票（Listing Questionnaire）に回答すべき期日が明記される。高速トラックにおいては、質問票は、トライアル期間の開始の平均一〇週間前に、当事者に送付される。回答期日は、トライアル期間の開始前なしトライアル期日前八週間を超えない範囲で設定される。

質問票で求めるのは、いかなる専門家証拠が提出されるのか、当該専門家の名前の特定も含めての詳細な情報であり、また、一般の証人に関する広範な情報である。両当事者は、代理なしで裁判に臨むのか、ソリシタに代理させるのかパリスタに代理させるのかも特定しなければならぬ。トライアルにかかる時間の見積もりも含めなければならない。その時間は高速トラックにおいては一日を超えてはならない。さらに、質問票では、当事者に対し、三週間以内のトライアル期日の告知を受け入れる意思があるか否

かも問う。裁判所は、質問票が提出されると可及的速やかに、トライアルの期日を指定し、当該事件に適切と考えられるタイムテーブルを含んだ、トライアルのための指示を与える。

高速トラックでの実務的指示によって、裁判所は、各当事者がトライアル期日ないしトライアル期間内に事件をトライアルに上程できるようにするために踏まなければならないステップを、明らかにする。民事訴訟規則の Part 45は、高速トラックで請求できるトライアルの費用を扱っている。同規則45.6は、高速トラックでのそうした費用を以下のように制限している。すなわち、三〇〇〇ポンドまでの請求については三五〇ポンド、三〇〇〇ポンドを超え一〇〇〇ポンド以下の請求については五〇〇ポンド、一〇〇〇ポンドを超える請求については七五〇ポンド、というものである。ただし、裁判所は、状況に応じて、これを増減できる。例えば、ある当事者が高速トラックでソリシタに加えてバリスタにも代理させており、あるいはまた、裁判所が審問にソリシタも出廷することを必要と判断した場合、そのソリシタの出廷に対して二五〇ポンドの追加費用を認めることが許される。

本人訴訟の当事者も、勝訴すれば高速トラックの審問費用を回収できる。その金額については、損失を証明できれば逸失利益の三分の二を回収できるし、証明できなければ、実務的指示で明示されるレートで事件に合理的に自ら費やした時間分の金額を回収できる。

反訴請求で勝訴した被告もまた、費用を回収できる権限を有す

る。原告が本訴請求で勝訴し、かつ被告が反訴請求で勝訴した場合は、かかった費用について双方に命令が出され、より多額を命じられた当事者は他方当事者から差額分の支払いを受ける。

一弁護士が複数の原告・被告のために活動し、かかる複数の原告・被告が勝訴した場合、裁判所は、当該弁護士につき、一当事者分の費用のみを認める。しかし、二人の原告ないし被告が別々に代理されていれば、勝訴すれば、各々について高速トラックでの費用が認められる。単独の被告に対し複数の原告のいるケースで被告が勝訴した場合は、裁判所は、被告に対する一人分の費用のみ（複数の原告が共同または単独で負担するという形で）認める。

ちなみに、当事者がトライアルにおいて不合理ないし不適切な訴訟行為をなした場合、裁判所は、当該当事者に認められる訴訟費用を減額するか、裁判所が適切と判断する追加的費用を相手方当事者に認めることができる。

4 マルチ・トラック (multi-track) の概略

少額訴訟トラックないし高速トラックに振り分けられない事件は、マルチ・トラックに振り分けられることになる。一般に、こうしてマルチ・トラックに振り分けられるのは、ほとんどが一五〇〇ポンドを超える事件となる、という意味でもある。ほぼすべてのマルチ・トラックの事件は、ハイ・コート（高等法院）の各ディビジョン（部）に提起しなければならない。

裁判所は、事件をマルチ・トラックに振り分けると、ケース・マネジメント（事件管理）についての指示を与える。そしてトライアルに向けてのタイムテーブルを設定するか、または、ケース・マネジメント協議（conference）を召集し（それと併せ、またはそれに代えて、プリトリアル・レビュー「トライアル前の争点整理手続」も召集、その他の指示を与える。さらに、裁判所は、可及的速やかな範囲でトライアルの期日またはトライアル期間を確定する。トライアルの期日を当事者に通知する際、裁判所は、当事者が質問票に回答しなければならぬ期日も併せて明示する。多くの事件で、裁判所がケース・マネジメント協議を設定することが予期される。トライアルが一〇日を超えそうな事件では、プリトリアル・レビューが設定されることも多くなる。ケース・マネジメント協議には、事件内容を把握しており、

予想される争点进行处理するのに十分な権限を委ねられた当事者側の代表（法律家でもよい）が、出席しなければならない（プリトリアル・レビューも同様）。

当事者は、ケース・マネジメント協議で、要求されそうな指示について当事者間で予め合意しようとするのが、予想される。完全な合意がとれば、裁判所は審問なしに指示を出すことが可能になる。裁判所が出す指示を遵守できない当事者は、裁判所によって科される厳格なサンクションを受けるリスクを負うことになる。ここでのサンクションには、一定額の裁判所への支払命令、事件陳述全部ないし一部の却下とその結果としての繰り上げ

判決（敗訴）、従わない場合の制裁を伴う条件付きでの期日の短期延期（争点について争い、または、指示に関連する証拠に依拠する、という権利の喪失を意味する）、当事者がケース・マネジメントを遵守しない結果として、切り離して別の審理が命じられることになった争点に關しての費用の不認可、が含まれる。

回答の期日前二週間前後に、裁判所は、振り分け告知で明示されている期日までに回答すべき質問票を、当事者に送付する。質問票の返送時、両当事者は予想される費用を裁判所に申し立てなければならぬ。これは、裁判所が費用を見積もる二度目の機会である（一度目は振り分けに關する質問状の提出時）。

質問票の回答を受け取ると、裁判所は、プリトリアル・レビューを開くか否かを決定する。可能な限り、プリトリアル・レビューはトライアルを扱う判事によって運営され、トライアルで弁論をする弁護士が、当事者または当該紛争につき和解する権限を有する者を伴って、出席すべきである。プリトリアル・レビューの主たる目的の一つは、トライアル前に紛争につき和解する場を、当事者に提供するということである。プリトリアル・レビューで審問を行う判事は、当事者がケース・マネジメントに關する指示に従ってきたかについて判断する。さらに、裁判所は、トライアルに向けての計画表を予め定める。これを実行するためには、判事は、当該事件にとって適切な今後の指示を与える可能性が高い。トライアルのための計画表は、おおむね、審理されるべき争点のリストとタイムテーブルから成る。そのタイムテーブル

は、トライアルを各段階に分け、各段階ごとに各当事者に時間を割り振るものである。

一般に、トライアルの費用と、マルチ・トラックの事件で暫定的に（最終的に敗訴者側の負担とするというベースで）認められた費用は、トライアルの後に、費用確定を扱う判事により行われる詳細な査定を受けなければならない。この査定手続は、多くのハイ・コートの訴訟に随伴した旧訴訟費用査定手続と酷似している。

サイモン・H・デイヴィス

（抄訳・勅使川原和彦）